

独立行政法人日本学生支援機構
令和 2 年規程第19号
最近改正 令和 7 年規程第27号

給付奨学規程を次のように定める。

令和 2 年 4 月 1 日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 吉 岡 知 哉

給付奨学規程

給付奨学規程（独立行政法人日本学生支援機構平成29年規程第15号）の全部を改正する。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 給付奨学生の採用及び給付奨学金の支給（第 3 条—第13条）
- 第 3 章 給付奨学金の返還（第14条—第26条）
- 第 4 章 給付奨学金の返還に係る債権の管理（第27条—第31条）
- 第 5 章 給付奨学金の返還免除（第32条・第33条）
- 第 6 章 個人番号の利用（第34条）
- 第 7 章 補則（第35条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この給付奨学規程は、独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年政令第 2 号。以下「令」という。）第 8 条の 2 から第 8 条の 4 まで、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成16年文部科学省令第23号。以下「省令」という。）第23条の 2 から第24条まで（第23条の 2 及び第23条の 5 においては、文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則（平成15年文部科学省令第17号）第 7 条の 2 の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第32条の 2 から第32条の 5 まで及び第38条から第42条まで並びに独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が定める業務方法書（平成16年 4 月 1 日文部科学大臣認可。以下「業務方法書」という。）第 1 章、第 2 章の 2、第43条及び第63条について業務の適正かつ確実な運営を図ることを目的とする。

（給付奨学生の資格）

第 2 条 業務方法書第30条の 3 に規定する給付奨学生（以下単に「給付奨学生」という。）となる者は、業務方法書第30条の 2 の 2 に規定する確認大学等（第 6 条にお

いて単に「大学等」という。)に在学する特に優れた学生等(大学, 高等専門学校(第4学年及び第5学年に限る。)の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。)であって経済的理由により極めて修学に困難があると認められたものでなければならぬ。

2 業務方法書第8条第8項に定める機構が認める者とは, 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の家族滞在の在留資格をもって本邦に在留する者であって, 次のいずれにも該当するものをいう。

(1) 省令第20条第2項第2号イに掲げる者

(2) 本邦において, 中学校, 義務教育学校の後期課程, 中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部を卒業又は修了した者であって, 次のいずれかに該当するもの

ア 省令第20条第2項第2号ロ(1)に掲げる者

イ 省令第20条第2項第2号ロ(2)に掲げる者

(3) 省令第20条第2項第2号ハに掲げる者

第2章 給付奨学生の採用及び給付奨学金の支給

(給付奨学金の申込み)

第3条 業務方法書第30条の3に規定する給付奨学金(以下この章及び第6章において単に「給付奨学金」という。)の支給を受けようとする者は, 第5条に規定する奨学金確認書兼地方税情報の取扱いに関する同意書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書(以下「奨学金確認書兼地方税同意書」という。)を機構の理事長(以下単に「理事長」という。)に提出し, かつ, インターネットを通じて給付奨学金の申込みに係る所定の事項(以下この条及び次条において「給付奨学金申込データ」という。)を機構に送信するものとする。ただし, 機構が別に定める場合には, これに加えて収入に関する資料その他の機構が定める書類を機構の指定する学校の長又は理事長に提出するものとする。

2 給付奨学金の支給を受けようとする者は, 業務方法書第30条の8の2の規定により, インターネットを通じてその者及びその生計を維持する者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第2条第5項に規定するものをいう。以下同じ。)を機構に提供するものとする。ただし, 機構が特に認める場合は, インターネットを通じた個人番号の提供に代えて, 個人番号関係書類を理事長に提出することができる。

3 前項の個人番号関係書類は, 次の各号に掲げる者の区分に応じ, 当該各号に定める書類とする。

(1) 給付奨学金の支給を受けようとする者 個人番号確認書類(個人番号を保有する者の個人番号カード(番号利用法第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)の個人番号が記載されている面を複写機等により複写したものその他の書類

であって機構が別に定める書類。以下同じ。), 身元確認書類 (個人番号を提供する者の個人番号カードの個人番号が記載されていない面を複写機等により複写したものその他の書類であって機構が別に定める書類。以下同じ。) 及び地方税同意書 (機構が業務方法書第11条第1項に規定する個人番号利用を行うこと及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号の規定により地方税関係情報を照会する場合に給付奨学金の支給を受けようとする者の同意が必要となる事務を定める告示 (平成29年内閣府・総務省告示第1号) に定める地方税関係情報を照会する場合の同意事項について, 個人番号を保有する者が同意する書面をいう。以下同じ。)

- (2) 給付奨学金の支給を受けようとする者の生計を維持する者 (省令第23条の2第4項に規定する「生計維持者」をいう。以下同じ。) 個人番号確認書類及び地方税同意書

(学校長の推薦)

第4条 前条第1項の規定に基づき給付奨学金申込データを送信した者に係る現に在学する学校の長 (以下「在学学校長」という。) は, 機構より当該者に係る給付奨学金申込データの提供を受け, 業務方法書第30条の6の規定に基づき推薦を行うものとする。

- 2 前項の推薦は, その者の給付奨学金申込データ又は給付奨学生採用候補者として推薦することを表示した書類に学習成績その他必要な事項を記録又は記載し, 機構に送信又は提出することにより行うものとする。

(奨学金確認書兼地方税同意書の提出)

第5条 給付奨学金の支給を受けようとする者は, 申込時に当該支給を受けようとする者及びその生計を維持する者が連署した奨学金確認書兼地方税同意書 (給付奨学金の支給を受けようとする者の生計を維持する者に係る事項を記入すること及び給付奨学金を受けようとする者が未成年者の場合にあっては, 加えてその保護者 (民法 (明治29年法律第89号) 第818条に規定する親権を行う者, 第839条に規定する未成年後見人若しくは児童福祉法 (昭和22年法律第164号) に規定する当該未成年者に対して親権を行う者又は特別な理由があると認められる場合は, 当該未成年者を現に監護し, 又は過去に監護していた児童養護施設長等をいう。以下同じ。) と連署することを要する。) を, 当該支給を受けようとする者の身元確認書類を添付した上で業務方法書第30条の8第1項の規定により理事長に提出しなければならない。

(給付奨学生採用候補者の決定)

第6条 機構は, 業務方法書第30条の9第1項の規定に基づき, 翌年度内に大学等へ入学 (省令第23条の2第1項第1号に定める者のうち, 高等専門学校の学生については, 第4学年への進級。以下同じ。) することを条件として給付奨学生に採用する給付奨学生採用候補者 (以下「採用候補者」という。) を決定し, 当該採用候補者に対して給付奨学生採用候補者決定通知を交付するものとする。

- 2 前項の規定により採用候補者に決定した者が, 給付奨学生としてふさわしくない

ことが明らかとなったときは、機構は、当該決定を取り消すことができる。

- 3 機構は、第1項の給付奨学生採用候補者決定通知に、令第8条の2第1項から第3項までの各号に掲げる区分（省令第23条の2第2項第4号の判定に基づく区分とし、当該採用候補者が、同号イ（1）に掲げる扶養親族の合計が3人以上である生計を維持する者の扶養親族に該当するかを含む。）及び省令第23条の4第3項第1号又は第2号のいずれに該当するかを示すものとする。

（給付奨学生の採用の決定）

第7条 機構は、前条の規定により決定した採用候補者について、インターネットを通じて、入学を証する所定の事項を機構に送信させ、採用を決定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、機構は、採用候補者が前条第3項の給付奨学生採用候補者決定通知に示した大学等に進学しなかったときは、当該採用候補者を採用しない。

- 3 業務方法書第30条の10に規定する「直近の入学日」とは同第30条の9の規定により採用候補者に決定した年度の翌年度内に当該採用候補者に係る学校が定めた入学日とし、「特別の場合」とは採用候補者の責に帰さない理由により、入学を内定した学校が「直近の入学日」以外の日を入学日として指定した場合とし、「機構が別に定める期日」とは学校が定める入学日を基準として機構が決定した日とする。

- 4 機構は、給付奨学生の採用を決定したときは、在学学校長を経て、給付奨学生証を交付する。

第8条 削除

（給付奨学金の支給）

第9条 給付奨学金の支給は、機構が指定する金融機関に設けられた給付奨学生名義の預貯金口座に振り込む方法により行うものとする。ただし、特に必要があると認めたときは、在学学校長に委託して交付することができる。

- 2 機構は、支給した給付奨学金の総額等の情報について、給付奨学生が、インターネットを通じて閲覧できるようにするものとする。

- 3 給付奨学金は、毎月当月分を交付することを常例とし、特別の事情があるときは、2月分以上を合わせて交付することができる。

（通学形態の変更による届出）

第10条 給付奨学生の通学形態の変更は、当該給付奨学生が通学形態変更届を在学学校長に提出することにより行うものとする。

- 2 前項の規定により、通学形態の変更を届け出る場合（次条に規定する報告に基づく場合を含む。）において当該通学形態の変更が自宅通学から自宅外通学へ区分変更する場合には、当該給付奨学生は居住する住居の賃貸借契約書、入寮許可証その他自宅外通学の事実を証明する資料を併せて提出するものとする。

（在籍状況等の確認及び報告）

第11条 機構は、業務方法書第30条の19第2項の規定に基づき、機構に届け出ている学校に引き続き在学していること、給付奨学生の生計を維持する者の変更、通学形

態の変更その他の機構が必要と認める事項について給付奨学生に報告させるものとする。

- 2 給付奨学生は、前項の報告その他機構が必要に応じて報告を求める場合において、現に給付奨学生の生計を維持する者について変更が生じたときは、業務方法書第30条の14に定めるところにより、変更後の生計を維持する者に係る個人番号関係書類を機構が指定する方法により理事長に提出するものとする。

- 3 前項の個人番号関係書類は、個人番号確認書類及び地方税同意書とする。

（給付奨学生の異動届出）

第11条の2 給付奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、在学学校長を経て直ちに届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学科（同一の学校において、学科等の相互の間で転籍することをいう。）、転学部（同一の学校において、学部等の相互の間で転籍することをいう。次条において同じ。）、転学（学校の相互の間（学校の種類が同一のものに限る。）で転籍することをいう。同条において同じ。）、編入学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第108条第9項、第122条又は第132条の規定による編入学及び大学等（専修学校の専門課程を除く。）に在学した者（大学等を卒業又は修了した者を除く。）で引き続いて専修学校の専門課程（修業年限が1年のものを除く。）の第2学年以上に入学することをいう。次条において同じ。）又は退学したとき。

- (2) 停学その他の処分を受けたとき。

- (3) 給付奨学生の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。

（転学、編入学又は認定専攻科への進学による給付奨学金の取扱）

第12条 機構は、給付奨学生が省令第23条の2第1項第3号ロ(1)に掲げる編入学等後3月以内に業務方法書第30条の19第4項第4号の届出を行った場合又は省令第23条の2第1項第3号ロ(2)に掲げる認定専攻科への入学後3月以内に業務方法書第30条の19第4項第4号の届出を行った場合には、省令第20条の申請があったものとみなす。（省令第23条の7第2項による3月ごと（事由発生日から起算して15月を経過した後には、1年ごと）に判定を行う給付奨学生を除く。）

- 2 機構は、前項の届出を行った給付奨学生が省令第23条の2各項に定める選考の基準を満たし、省令第23条の4第4項の給付奨学生認定を行うべき者であると認められるときは、給付奨学生認定を行ったものとみなし、給付奨学金を支給するものとする。

（振替口座）

第13条 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号。次項において「機構法」という。）第17条の3の規定により、支給を受けた給付奨学金の全部又は一部を返還することとなった者（以下「給付奨学金要返還者」という。）及び給付奨学生としての認定の内容が遡って変更され、民法第703条の規定により支給済みの給付奨学金の一部又は全部を返還することとなった者（以下「不当利得返還者」と

いう。)であって業務方法書第30条の16第4項に定める返還誓約書を提出したもの(以下「不当利得要返還者」という。)は、機構が指定する期限までに、次条第2項に定める口座振替のための手続きを行わなければならない。

第3章 給付奨学金の返還

(給付奨学金の返還)

第14条 給付奨学金要返還者は、業務方法書第30条の16第3項の規定により返還誓約書を提出するにあたり(不当利得返還者にあつては、同第30条の16第4項の規定により返還誓約書を提出する場合)、当該返還誓約書に署名の上(給付奨学金要返還者及び不当利得返還者が未成年者の場合は、その保護者と連署することを要する。)、機構が指定する期日までに理事長に提出しなければならない。

2 機構法第17条の3の規定に基づき返還することとなった給付奨学金及び前条に規定する不当利得要返還者が返還することとなった給付奨学金(以下この章、第5章及び別記において単に「給付奨学金」という。)の返還は、省令第32条の2及び業務方法書第30条の16により読み替えられた業務方法書(以下「読み替え業務方法書」という。)第18条の規定により、原則として、口座振替(振替日は、毎月27日(27日が金融機関の休業日である月においては翌営業日)とする。)の方法によるものとする。

3 給付奨学金要返還者は、給付奨学金の返還について、第1項に規定する返還誓約書提出時に読み替え業務方法書第18条第3項に規定する定額返還方式(以下この項、次項及び第5項において単に「定額返還方式」という。)又は同第18条の2第1項に規定する所得連動返還方式(以下この条及び次条において単に「所得連動返還方式」という。)のいずれかの返還方式を選択するものとする。ただし、不当利得要返還者については、「定額返還方式」を選択するものとする。

4 前項の規定により選択した返還方式は、定額返還方式から所得連動返還方式への変更に限り、機構の定めるところにより変更できるものとする。

5 第3項の規定により所得連動返還方式を選択した給付奨学金要返還者又は前項の規定により所得連動返還方式に変更した給付奨学金要返還者は、業務方法書第30条の15の2の規定に定めるところにより、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者の個人番号を機構に提供するとともに、機構が定める書類を機構が指定する方法により理事長に提出するものとする。

(1) 給付奨学金要返還者が第3項の規定により所得連動返還方式による返還を選択した場合又は前項の規定により定額返還方式による返還から所得連動返還方式による返還に変更した場合 当該給付奨学金要返還者(所得連動返還方式による返還に変更した場合において、当該給付奨学金要返還者が被扶養者(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者及び同項第9号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。)である場合には、当該給付奨学金要返還者及び当該給付奨学金要返還者を扶養する者)

- (2) 所得連動返還方式により貸与奨学金の返還を開始した後の機構の定める日において、要返還者が被扶養者である場合 当該要返還者を扶養している者
- (3) 所得連動返還方式により給付奨学金の返還を開始した後の機構の定める日以降において、給付奨学金要返還者が被扶養者となった場合 当該給付奨学金要返還者を扶養している者

6 業務方法書第30条の15の2に規定する個人番号関係書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 給付奨学金要返還者 個人番号確認書類、身元確認書類及び地方税同意書
- (2) 給付奨学金要返還者を扶養している者 個人番号確認書類及び地方税同意書
(割賦金の算出)

第15条 前条第2項の規定により、月賦で返還する割賦金（省令第32条の2第1項に規定する割賦の方法により給付奨学金を返還する場合における各返還期日ごとの返還分をいう。以下同じ。）の額は、特別の事由がある場合を除くほか、給付奨学金の額（以下この条において「返還総額」という。）に応じ、読み替え業務方法書第18条第1項に規定する表に定める割賦金の基礎額で返還総額を除して得られる数（1未満の端数は切り捨てる。）に12を乗じて得られる返還回数で返還総額を除して得られる額を下ってはならないものとし、割賦金に端数が生じたときは最終回で調整するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、所得連動返還方式の割賦金の額は、読み替え業務方法書第18条の3に定める額とする。

（繰上返還）

第16条 省令第32条の2第1項ただし書の規定により、給付奨学金要返還者及び不当利得要返還者はいつでも繰上返還できる。ただし、次の各号に該当する場合は、当該各号に定めるところにより取り扱うものとする。

- (1) 返還期日前1月未満の期間内に当該返還期日に係る割賦金を返還したときは、それぞれ当該返還期日に返還したものとみなし、次回以後の割賦金の返還期日を繰上げないものとする。
- (2) 直近の返還期日の後に到来する返還期日以後に係る割賦金を返還期日前の期間内に返還したときは、直近の返還期日に返還したものとみなし、繰上返還した額が一返還期日に係る割賦額に達するごとに次回以後の割賦金の返還期日を順次繰上げるものとする。
- (3) 前2号に規定する返還において、次回返還期日に係る割賦額に満たない端数の額があるときは、その端数の額を仮受金とし、割賦元金の不足額の返還があったとき、又は次に到来する返還期日に清算するものとする。

2 前項第2号に規定する繰上返還をした場合において、外国出張その他真に止むを得ない事由があるときは、願い出により、返還期日の繰上を行わないことができる。

（給付奨学金の返還期限の猶予）

第17条 読み替え業務方法書第24条第1項第2号の規定における高等学校、高等専門

学校，大学，大学院又は専修学校の高等課程若しくは専門課程については，外国にあってこれらの学校に準ずると理事長が認めるものを含むものとする。

(返還期限の猶予の願い出)

第18条 給付奨学金の返還期限の猶予を受けようとする者は，その事由を明記した給付奨学金返還期限猶予願を提出しなければならない。

2 給付奨学金返還期限猶予願を提出する給付奨学金要返還者は，業務方法書第30条の15の2に定めるところにより，当該給付奨学金要返還者の個人番号関係書類及び機構が定める書類を機構が指定する方法により理事長に提出するものとする。

3 前項の個人番号関係書類は，個人番号確認書類，身元確認書類及び地方税同意書とする。

4 給付奨学金返還期限猶予願を提出する不当利得要返還者は，機構が定める書類を機構が指定する方法により理事長に提出するものとする。

5 給付奨学金要返還者及び不当利得要返還者が第25条第1項の規定による届出をしたときは，第1項の規定にかかわらず，給付奨学金返還期限猶予願の提出があったものとみなす。

6 前条及び読み替え業務方法書第24条の規定により返還期限の猶予をする場合又は返還期限の猶予期間中，特に必要があると認めるときは，その事由を証明することのできる書類を提出させるものとする。ただし，支給終了月又は在学猶予（読み替え業務方法書第24条第1項第2号及び前項の規定により適用される返還期限の猶予をいう。以下次条第5項において同じ。）終了月の翌月が属する年分の所得に関する証明書が発行される前月までに，読み替え業務方法書第24条第1項第5号に基づき返還期限の猶予の適用を受けようとする場合は，この限りでない。

(減額返還の願い出)

第19条 読み替え業務方法書第24条の3の規定に基づき，給付奨学金の返還にあたり減額返還（割賦金の減額及び支払回数の変更その他の給付奨学金の返還の期限及び返還の方法の変更をいう。以下同じ。）の適用を受けようとする者は，その事由を明記した給付奨学金減額返還願を提出しなければならない。

2 給付奨学金減額返還願を提出する給付奨学金要返還者は，業務方法書第30条の15の2に定めるところにより，個人番号関係書類及び機構が定める書類を機構が指定する方法により理事長に提出するものとする。

3 前項の個人番号関係書類は，個人番号確認書類，身元確認書類及び地方税同意書とする。

4 給付奨学金減額返還願を提出する不当利得要返還者は，機構が定める書類を機構が指定する方法により理事長に提出するものとする。

5 読み替え業務方法書第24条の3の規定により減額返還を適用する場合は，その事由を証明することのできる書類を提出させるものとする。ただし，支給終了月又は在学猶予終了月の翌月が属する年分の所得に関する証明書が発行される前月までに減額返還の適用を受けようとする場合は，この限りでない。

(減額返還における返還方法)

第20条 読み替え業務方法書第24条の4第2項の規定に基づき、適用期間（割賦金を減額して返還することのできる期間をいう。次条及び第29条において同じ。）における給付奨学金の返還は、原則として、口座振替（振替日は、毎月27日（27日が金融機関の休業日である月においては翌営業日）とする。）の方法によるものとし、返還の期限は支払回数ごとに毎月27日とする。

(減額返還における割賦金の額)

第21条 読み替え業務方法書第24条の6の規定に基づき端数が生じた場合において、割賦金を3分の2若しくは3分の1に減額したときは支払回数を3で除して余りが1になる回、割賦金を2分の1に減額したときは適用期間中の奇数の回又は割賦金を4分の1に減額したときは支払回数を4で除して余りが1になる回の返還期日の割賦金で調整するものとする。

(返還金の充当)

第22条 読み替え業務方法書第20条第3項において給付奨学金要返還者及び不当利得要返還者から割賦金のほかに費用を徴する必要がある場合においてその者から支払われた返還金（読み替え業務方法書第20条第1項に規定する返還金をいう。次条及び第24条において同じ。）の額がこれらの合計額に満たないときは、費用、割賦金の順に充当するものとする。

(過剰金の取扱い)

第23条 返還金の支払があったときに、機構が受領した額が返還未済額を超えるため返還金が完了となったうえで残余の額（以下この項及び次項において「過剰金」という。）が生じた場合は、過剰金から手数料（返金に要する手数料をいう。次項において同じ。）を除いた残額を返還金の支払を行った者に返金する。ただし、返還金の支払を行った者の責に帰さない事由等により過剰金が生じた場合はこの限りではない。

2 過剰金から手数料を除いた残額が100円未満となる場合は、前項の規定にかかわらず、過剰金の金額を寄附金取扱規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第15号）第2条により学生支援寄附金に振り替えるものとする。

3 前項の取扱いについては、第14条第1項に規定する書類及び返還完了通知に記載することにより返還完了前の給付奨学金要返還者及び不当利得要返還者の承諾を得たものとする。

(不足金の取扱い)

第24条 返還金の支払があったときに、機構が受領した額が返還未済額に僅かに不足する額が、100円未満の場合は、返還未済額の全部が返還されたものとみなして返還が完了したものとする。

(給付奨学金要返還者及び不当利得要返還者の届出)

第25条 給付奨学金要返還者及び不当利得要返還者が高等学校、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程（第18条の規定により、外国に

あってこれらの学校に準ずると理事長が認めるものを含む。)に入学したときは、在学証明書を添えて、直ちに届け出なければならない。

2 給付奨学金要返還者及び不当利得要返還者は、給付奨学金の返還完了前に氏名、住所、勤務先その他重要な事項に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

3 給付奨学金要返還者及び不当利得要返還者は、給付奨学金の返還に係る預貯金口座を変更しようとするときは、あらかじめ届け出なければならない。

(死亡の届出)

第26条 給付奨学生が死亡したときは、相続人は、在学した学校の長を経て直ちに異動届を提出しなければならない。

2 給付奨学金要返還者及び不当利得要返還者が給付奨学金の返還完了前に死亡したときは、相続人は、直ちに死亡届を提出しなければならない。

第4章 給付奨学金の返還に係る債権の管理

(債権の管理)

第27条 機構は、給付奨学金要返還者及び不当利得返還者について、その給付奨学金に係る債権（以下この章において「債権」という。）の回収の危険性の度合いに応じて、別記のとおり、危険性の低い方から正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先の5つに区分し、それぞれの区分に応じた債権の管理を行うことにより、債権の効率的、効果的な回収に資するものとする。

各区分の内容は、次のとおりとする。

(1) 正常先

債権回収に特段の問題がないと認められる債務者

(2) 要注意先

返還期限が猶予されている債務者、返還が延滞している等履行状況に問題のある債務者等、今後の管理に注意を要する債務者

(3) 破綻懸念先

現状、回収可能性はあるが、延滞が長期にわたっており、その状況の解消が芳しくなく、今後回収が不可能となる可能性が大きいと認められる債務者

(4) 実質破綻先

法的・形式的な破綻の事実は発生していないものの、延滞が更に長期にわたっており回収の可能性がほとんどないと判断される債務者や、連絡等を全く取ることができず、督促することが不可能と判断される債務者等、実質的に回収が不可能な債務者

(5) 破綻先

法的・形式的な破綻の事実が発生している債務者

2 機構は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）附則第6条第1項に規定する旧学資支給金について、前項に規定する区分に基づき債権の

回収の危険性の評価（「自己査定」という。）を行うものとする。

- 3 給付奨学金要返還者及び不当利得返還者のうち、業務方法書第4条第1項の規定に基づき貸与奨学金の貸与を受けた者にあつては、貸与奨学金に係る債権を含め、回収の危険性の高い債務者区分に該当する債権の債務者区分をもって、その者の債務者区分先とする。

（正常先の債権の管理）

第28条 別記第1第1号に該当する給付奨学金要返還者及び不当利得要返還者のうち、読み替え業務方法書第24条第1項第2号の規定に該当する者に対しては、当該猶予期間が終了する前に振替開始等を通知するものとする。

- 2 別記第1第2号に該当する給付奨学金要返還者及び不当利得要返還者のうち、口座による返還を行う者に対しては、インターネットを通じて次回返還期日に係る割賦額等を閲覧できるようにするものとする。

- 3 別記第1第2号に該当する給付奨学金要返還者及び不当利得要返還者のうち、口座振替に未加入である者に対しては、第14条第2項に規定する口座振替の方法と異なる返還方法を指示することができる。

（要注意先の債権の管理）

第29条 要注意先に該当する給付奨学金要返還者及び不当利得返還者に対しては第15条の規定と異なる返還方法を指示することができる。

- 2 別記第2第1項第1号に該当する給付奨学金要返還者及び不当利得要返還者に対しては、当該猶予期間が終了する前に振替開始等を通知するものとする。

- 3 別記第2第1項第2号に該当する給付奨学金要返還者及び不当利得要返還者に対しては、当該減額返還の適用期間が終了する前に、その旨を通知するものとする。

- 4 別記第2第1項第3号に該当する給付奨学金要返還者及び不当利得返還者に対しては、電話及び文書等による返還の督促を行うものとする。

- 5 別記第2第1項第3号に該当する給付奨学金要返還者及び不当利得返還者のうち、口座振替に未加入である者に対しては、第14条第2項に規定する口座振替の方法と異なる返還方法を指示するものとする。

- 6 別記第2第2項に該当する給付奨学金要返還者及び不当利得返還者に対しては、前5項に準じて取り扱うものとする。

（破綻懸念先の債権の管理）

第30条 破綻懸念先に該当する給付奨学金要返還者及び不当利得返還者に対しては、前条第1項、第4項及び第5項に準じ、返還の督促等を行うものとする。

- 2 前項の給付奨学金要返還者及び不当利得返還者に対しては、返還等の状況に応じ、第14条第2項の規定にかかわらず、省令第32条の2第5項の規定に基づき請求し、機構の指定する日までに返還未済額の全部を返還させることができる。

- 3 破綻懸念先に該当する給付奨学金要返還者及び不当利得要返還者に対しては、省令第32条の5の規定に基づき、民事訴訟法（平成8年法律第109号）及び民事執行法（昭和54年法律第4号）その他強制執行の手續に関する法令に定める手續等により

割賦金の返還を確保することができる。

- 4 給付奨学金要返還者及び不当利得返還者が返還未済額の全部の返還（第2項の規定による返還未済額の全部の返還をいう。以下この項において同じ。）の請求を受けても機構の指定した日までに返還未済額の全部の返還を行わないときは、前項の規定を準用する。

（実質破綻先及び破綻先の債権の管理）

第31条 実質破綻先又は破綻先に該当する給付奨学金要返還者及び不当利得返還者に対しては、前条の規定に準じ、返還の督促等を行った上、その資力等の状況により回収に努めることが困難又は不適當であると認められる場合は、当該債権を償却することができる。

- 2 前項において償却することができる金額は、返還未済額の全部又は一部とする。

第5章 給付奨学金の返還免除

（返還免除の願い出）

第32条 省令第32条の4の規定により給付奨学金の返還免除を受けようとするときは、給付奨学金要返還者、不当利得要返還者又は相続人（第1号に該当する場合に限る。）は、給付奨学金返還免除願に署名の上、次の各号の書類を添えて機構に提出しなければならない。ただし、個人番号を提供済みの給付奨学金要返還者が死亡しており、機構が当該個人番号を利用して地方公共団体情報システム機構から当該給付奨学金要返還者に係る本人確認情報の提供を受けることができる場合又は情報連携ネットワークシステムにより戸籍関係情報を取得できる場合は、第1号の書類の提出を省略することができるものとする。

(1) 死亡によるときは戸籍抄本又は個人事項証明書等の公的な証明書

(2) 精神又は身体の障害によるときは次の書類

イ その事実及び程度を証する医師又は歯科医師の診断書

ロ 返還できなくなった事情を証する書類

（返還免除の決定）

第33条 前条の願い出があったときは、機構は、これを審査決定し、その結果を給付奨学金要返還者、不当利得要返還者又は相続人に通知する。

第6章 個人番号の利用

（個人番号を利用した情報取得）

第34条 機構は、業務方法書第30条の8、読み替え業務方法書第22条の3、第24条及び第24条の3の規定にかかわらず、番号利用法第19条第8号の規定に基づき提供を受けた給付奨学金の支給を受ける者又はその者の生計を維持する者の収入金額、所得金額その他の情報を、当該各規定において給付奨学金の支給を受ける者等が提出することとなっている収入に関する資料、所得証明書その他の資料に代えることができる。

- 2 省令第24条各項の規定に基づく提供の求めに応じて給付奨学金の申込者，給付奨学生又は給付奨学金要返還者がその者のものでない個人番号を機構に提供する場合には，当該申込者，給付奨学生又は給付奨学金要返還者は，機構が指示する方法により当該個人番号保有者の本人確認を行うものとする。
- 3 機構は，省令第24条各項の規定に基づき提供を受けた個人番号の真正性について，地方公共団体情報システム機構への照会によって得た本人確認情報をもって確認するものとする。

第7章 補則

(実施細目)

第35条 この規程の実施について必要な事項は，別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は，令和2年4月1日から施行し，令和2年度以降に給付奨学生として採用される者から適用する。

(経過措置)

- 2 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）附則第6条第1項に規定する旧学資支給金（以下この項において単に「旧学資支給金」という。）の支給を受ける者が同法の施行後引き続き旧学資支給金の支給を受ける場合における改正前の第2条及び第10条から第41条までの規定の適用については，なお従前の例によるものとする。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和2年規程第30号）

この規程は，令和2年12月1日から施行し，改正後の第18条第5項及び第19条第4項の規定は，令和2年10月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和3年規程第7号）

(施行期日等)

- 1 この規程は，令和3年4月22日から施行し，改正後の別記第3及び第4の規定は令和3年3月1日から，第8条の規定は令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和2年3月31日以前に給付奨学生として採用された者の第27条第1項に規定する区分は，なお従前の例による。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和3年規程第15号）

この規程は，令和3年7月26日から施行し，改正後の第28条第2項の規定は，令和3年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和4年規程第25号）

(施行期日)

- 1 この規程は，令和4年11月2日から施行し，第27条第2項以外の規定は令和4年

4月25日から適用する。

(経過措置)

- 2 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）附則第6条第1項に規定する旧学資支給金の支給を受ける者が、給付奨学生としての認定の内容が遡って変更され、民法第703条の規定により支給済みの給付奨学金の一部又は全部を返還することとなった場合は、第13条、第14条、第16条、第18条、第19条、第22条から第33条及び別記第1から第5の規定を適用するものとする。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和5年規程第20号）

この規程は、令和5年9月26日から施行し、改正後の規定は令和5年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和6年規程第6号）

この規程は、令和6年3月19日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和6年規程第23号）

(施行期日等)

この規程は、令和6年10月25日から施行し、令和6年4月1日から適用する。ただし、改正後の第21条の規定は、令和6年4月4日以降に承認した減額返還から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和7年規程第27号）

この規程は、令和7年9月25日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別記 債務者区分

第1 正常先

次の各号に掲げる給付奨学金要返還者及び不当利得返還者（要注意先から破綻先までの区分に該当する者を除く。）

- (1) 読み替え業務方法書第24条第1項第2号の規定に基づき、給付奨学金の返還の期限を猶予されている者
- (2) 返還を怠っていない者

第2 要注意先

次の各号に掲げる給付奨学金要返還者及び不当利得返還者（破綻懸念先から破綻先までの区分に該当する者を除く。）

- (1) 読み替え業務方法書第24条第1項第1号、第3号から第5号まで及び第7号から第10号までの規定に基づき、給付奨学金の返還の期限を猶予されている者
 - (2) 読み替え業務方法書第24条の3第1項各号の規定に基づき、給付奨学金の返還について減額返還の適用を受けている者
 - (3) 延滞期間（返還を怠っている期間をいう。以下同じ。）が6月未満の者
- 2 前項第1号、第2号及び第3号（延滞期間が3月以上の者に限る。）の給付奨学金要返還者及び不当利得返還者については、要管理先とする。

第3 破綻懸念先

延滞期間が6月以上5年未満の給付奨学金要返還者及び不当利得返還者（実質破綻先及び破綻先の区分に該当する者を除く。）

第4 実質破綻先

次の各号に掲げる給付奨学金要返還者及び不当利得返還者（破綻先の区分に該当する者を除く。）

- (1) 第30条第3項の規定に基づき債務名義を取得した者
- (2) 延滞期間が5年を経過した者
- (3) 第25条第2項により機構に届出のあった住所又は居所（以下この号及び次号において「住居所」という。）において連絡をとることができず、かつ次のア及びイの関係先に照会しても住居所が判明しない者のうち、1年以上入金がない者
ア 住所又は本籍の所在する市役所、区役所又は町村役場
イ 第25条第2項により機構に届けられた勤務先
- (4) 返還未済額が別に定める額未満でかつ2年以上無応答（入金がない、住居所の届出がない及び折衝した記録がない等のものをいう。）である者

第5 破綻先

次の各号に掲げる給付奨学金要返還者及び不当利得返還者

- (1) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく自らを債務者とした破産の手続を申し立てた者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく次の各号の手続を申し立てた者
 - ア 同法第221条の規定による小規模個人再生の手続
 - イ 同法第239条の規定による給与所得者等再生の手続
- (3) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定調停の手続を申し立てた者
- (4) 弁護士又は司法書士に依頼して任意に行う債務整理の手続を申し入れた者